公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定書

長野県(以下「甲」という。) 長野県防災サポートアドバイザー協会(以下「乙」という。)及び公益財団法人長野県建設技術センター(以下「丙」という。)とは、公共土木施設災害復旧事業の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、降雨、地震等による災害の被災地において、乙が公共土木施設災害復 旧事業の支援を行うに当たり、必要な事項等を定めるものとする。

(支援の内容)

- 第2条 この協定により、乙が行う支援内容は次のとおりとする。
 - (1)降雨、地震等による災害の被災地に長野県防災サポートアドバイザー(以下「会員」という。)を派遣して、甲又は市町村の職員(以下「甲の職員等」という。)が行う公共土木施設等の被災状況の調査を補助すること
 - (2)公共土木施設の災害復旧工法に関して、甲の職員等に対して技術的助言を行うこと
 - (3)その他この協定の趣旨に照らし必要と認める支援

(支援要請の方法)

- 第3条 甲は、前条の支援を必要とするときは、乙に対して、必要人員、活動地域等を明らかにした書面により要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を提出することができる。
- 2 甲は、県内市町村から前条の支援を必要とする旨の申し出があったときは、甲の支援要請と併せて、乙に会員派遣の要請を行うことができる。
- 3 前項の要請の方法については、第1項の規定を準用する。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、速やかに会員の同意を得て派遣を行うものとする。

(情報の提供)

- 第5条 甲は、乙が支援を行う上で、必要な情報を速やかに乙に提供する。
- 2 甲は、乙の会員募集について、甲の職員に周知するなどの支援を行う。
- 3 乙は、登録会員の名簿を作成し、甲に送付するものとする。

(事故等発生時の責任)

第6条 丙は、本協定に基づき、乙の会員が行う支援活動中の事故等に備え、あらかじめ 「ボランティア活動保険」に加入するものとし、活動中の事故及びトラブルが発生した場 合は、乙の責任において対処するものとする。

(経費の負担)

第7条 本協定に基づき、派遣された乙の会員の活動は、無償とする。

2 本協定に基づく派遣に必要な交通費及び宿泊費並びに前条に定める保険料は、丙が定める基準により丙が負担する。

(平常時の備え)

- 第8条 甲、乙及び丙は、職員及び会員の資質の維持向上を図るため、必要に応じて情報交換、技術交流等を行うものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ乙の会員の派遣計画を調整するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定する。

この協定を証するため本書3通を作成し、それぞれ甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年 6月15日

甲 長野県知事

- 乙 長野県防災サポートアドバイザー協会会 長
- 丙 公益財団法人長野県建設技術センター理事長